

	保育所等訪問支援（個別給付）	発達障害者センター	保育所等巡回支援
役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村より福祉サービスの支給決定がなされている児童に対し、保育所等を訪問し、当該児童への専門的な支援、その他便宜を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携しながら、地域で充実した生活が送れるよう、本人やその他家族を支援するとともに、地域の支援体制の充実も図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害が気になる段階から支援を行うための体制の整備を行うことにより、関係機関と連携し、発達障害児等の福祉の向上を図る。
申し出	保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・学校機関、保育園、幼稚園、福祉施設、その他療育機関等（保護者さんの了承を得なくても申し出ることが可能） 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園（幼稚園、保育園）、学童保育等
機能	<ul style="list-style-type: none"> ・発達特性に応じた支援の提供や、お子さんの発達評価、ならびに具体的支援方法の提案など。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のあるなしに関わらず保護者及び各関係機関に相談、助言等を行う。 ・機関連携、研修などを通し基礎的な知識の構築をはかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の児童だけではなく、園内全体を対象に助言を行いながら支援体制の整備を行う。 ・発達特性に応じた支援の提供や、お子さんの発達評価、ならびに具体的支援方法の提案など。
他事業との違い	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの個別給付であるため、受給者証の発給を受けたお子さん個人が対象。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別もしくは、複数人へ対応が可能である。 ・勉強会、研修などの開催が可能である。 ・保護者さんの了承を得なくても申し出可能。 ・1次支援（直接相談支援）から2次支援（市町村の関係事業所の支援）、3次支援（各障害福祉圏域における拠点への支援）まで、地域の実情に合わせて役割が変化 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別もしくは園全体を支援可能。 ・障害福祉サービスの個別給付がないお子さんでも対応可能（保護者の了承を問わない）。 ・他の園児に比べて明らかなほどの個別支援が必要なケースについては、園から保護者へ説明と同意の上実施。 ・療育が必要なケースについては、医療機関へつなげていく。